

リスクアセスメント等への取組 労働安全衛生法28条の2、57条の3

● リスクアセスメント等

労働安全衛生法 28 条の 2 により、「**リスクアセスメント等**」への取組が、事業者の**努力義務**とされています。対象となる業種は、右表のとおりです。これらの業種に該当する場合、事業場規模にかかわらず、取組に努める必要があります。

「リスクアセスメント等」努力義務の対象業種
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

● 化学物質リスクアセスメント等

労働安全衛生法57条の3により、「**化学物質リスクアセスメント等**」への取組が、事業者の**義務**とされています。対象物質は、「**通知対象物**」**640物質**(安全データシート(SDS)の交付義務の対象である物質)です。これらを取扱う事業場は、業種や事業場規模にかかわらず、取組を行う必要があります。

● 関連指針等について

「リスクアセスメント等」が法制化された今後の我が国では、法令に規定された危害防止の最低基準を遵守するだけでなく、自主的に「リスクアセスメント」を行い、その結果に基づいて自律的に措置を講ずることが求められます。これら「リスクアセスメント等」が適切かつ有効に実施されるよう、労働安全衛生法第28条の2第2項の規定に基づき次の指針が策定されています。

「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(平成18年公示第1号)

… 全ての業種、全ての規模の事業者が行うリスクアセスメント等について策定したもの

「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(平成27年公示第3号)

… 化学物質リスクアセスメント等について詳細事項を策定したもの

「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成13年6月1日付け基発第501号)

… 機械安全について詳細事項を策定したもの

また、「リスクアセスメント等」は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」の「危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定」の具体的実施事項としても位置付けられており、「労働安全衛生マネジメントシステム」を導入する上で不可欠なものとなります。

「労働安全衛生マネジメントシステム」とは、体系的かつ継続的に実施する安全衛生管理に係る一連の自主的活動に関する仕組みで、生産管理等事業実施に係る管理と一体となって運用されるものをいいます。

「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」(平成11年労働省告示第53号)

論理的な安全衛生管理の推進・定着

● 継続的な安全衛生管理

安全衛生管理は、事業者課された責務です。これを適切に果たすためには、体制を整備し、組織的に取り組む必要があります。本パンフレットを参考に、安全衛生管理体制の整備を確実に行ってください。

また、この際、単に資格要件を整え、選任報告を行って、形式的な整備を行えば足りるものではありません。安全衛生管理は、日々継続されなければ意味がないからです。安全衛生担当者の役割を明らかにし、権限を付与して、職務が果たされるようにするとともに、安全衛生委員会で必要な調査審議を行って、継続的な管理の仕組みを運用する必要があります。

● 論理的な安全衛生管理の推進・定着

「リスクアセスメント等」が法制化された今後の我が国では、自主的、自律的な管理が求められます。自主自律のためには、他者への説明に足る論理性が必要です。根拠に乏しい精神論は改められるべきでしょう。安全は、他人に任せるものではありません。安全は、他人に言われてするものでもありません。

自ら取り組む安全へ。

安心と安全は違います。心が安らぐのが安心。心だけでなく全てが安らぐのが安全。安全のためには、心だけでなく論理が必要です。

論理的な安全へ。

愛知労働局では「論理的な安全衛生管理の推進・定着」を呼びかけています。詳しくは愛知労働局ホームページ掲載のパンフレットをご覧ください。

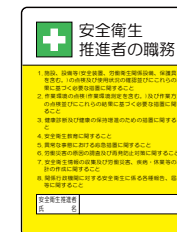


労働安全衛生法の定める 安全衛生管理体制のあらまし

～事業場ごとに組織的な管理を～

労働者数10人～50人未満の事業場

1 安全衛生推進者等の選任



- 労働者数10人以上50人未満の事業場は、業種に応じ安全衛生推進者または衛生推進者を選任し、事業場の安全衛生管理等を担当させる必要があります。
- また、選任後、関係労働者に氏名を周知する必要があります。

2 常会・職場懇談会等の開催

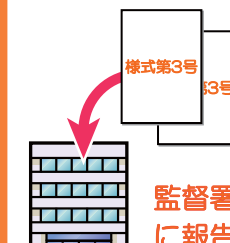


- 労働者数50人未満の事業場には、安全衛生委員会等の設置が義務付けられていません。代わりに、常会・職場懇談会等で労働者の意見を聞くための機会を設ける必要があります。

詳しくはP2～3参照

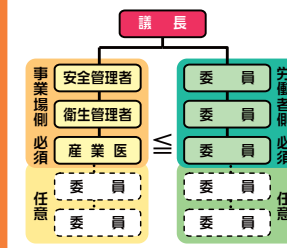
労働者数50人以上の事業場

1 安全管理者、衛生管理者、産業医等の選任



- 労働者数50人以上の事業場は、業種と規模に応じて、安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任し、安全管理、衛生管理、健康管理等の職務を行わせる必要があります。
- また、選任後、遅滞なく監督署に報告する必要があります。

2 安全衛生委員会等の設置



- 労働者数50人以上の事業場は、業種と規模に応じ、安全委員会・衛生委員会等を設置し、安全衛生に関する事項を調査審議させる必要があります。

詳しくはP4～7参照

よくあるご質問

「労働者数」は、企業全体をまとめて算出するのですか？
事業場(工場、営業所、店舗等)ごとに、それぞれ算出するのですか？

事業場(工場、営業所、店舗等)ごとに算出します。例えば50人以上の工場が複数あれば、それぞれの工場に安全・衛生管理者、産業医、安全衛生委員会等の選任、設置等が必要となります。事業場の区分は、主として場所的観念で決定し、同一場所にあるものは一つの事業場、場所的に分散しているものは別個の事業場ととらえるのが原則です。(参考: 昭47.9.18 発基第91号)

「労働者数」には、パート労働者等の短時間労働者も含めますか？

日雇労働者、パートタイマー等も含めて労働者数を算出します。「〇〇人以上の労働者を使用する」とは、臨時的労働者等を含めて、常態として使用する労働者の数が規定数以上であることをいいます。(参考: 昭47.9.18 発基第602号)
定期健康診断の実施が必要な「常時使用する労働者」等とは、考え方が異なりますので留意してください。

「労働者数」には、派遣労働者も含めますか？

- a 総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等、産業医、衛生委員会について
派遣先・派遣元事業場の双方に、それぞれ、派遣労働者の数を含めて労働者数を算出します。
- b 安全管理者、安全委員会について
派遣先事業場に、派遣労働者の数を含めて、労働者数を算出します。
派遣元事業場は、派遣中の労働者の数を差し引いて、労働者数を算出します。
(参考: 昭61.6.6 基発第333号、昭63.10.1 基発第652号)

安全衛生推進者等の選任

労働者数10人以上50人未満の事業場は、業種に応じ安全衛生推進者または衛生推進者を選任し、事業場の安全衛生管理等を担当させることが必要です。また、選任後、関係労働者に氏名を周知することが必要です。

安全衛生推進者等 労働安全衛生法第12条の2（労働安全衛生規則第12条の2〜4）

● 安全衛生推進者の選任を要する事業場

業種	事業場の規模
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	10人以上 50人未満
製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	

● 衛生推進者の選任を要する事業場

業種	事業場の規模
左記以外の業種	10人以上 50人未満

● 資格要件

● 事業場に専属の者から選任する場合 次のいずれかに該当することが必要です。

（安衛則第12条の3、「安全衛生推進者等の選任に関する基準」（昭和63.9.5労働省告示第80号他））

- ① 選任の区分に応じ、「安全衛生推進者養成講習」または「衛生推進者養成講習」を修了した者（都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習であることが必要です。）

講習機関は、インターネットで検索

安全衛生推進者養成講習 愛知労働局

- ② 学歴に応じ、下表の安全衛生の実務経験を有する者

学歴	安全衛生の実務経験
大学・高等専門学校を卒業	1年以上
高等学校等を卒業	3年以上
上記以外の学歴	5年以上

- ③ その他、厚生労働省労働基準局長が同等以上の能力を有すると認める者*1

● 事業場に専属でない者から選任する場合 次のいずれかに該当することが必要です。

（安衛則第12条の3、「労働安全衛生規則第12条の3第1項第2号の規定に基づく厚生労働大臣が定める者」（昭和63.9.1労働省告示第73号他））

- ① 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント
- ② 安全管理者又は衛生管理者となる資格を有する者で、資格取得後5年以上、安全衛生の実務経験を有する者（衛生推進者にあつては、衛生の実務）

- * 但し、一人の非専属の安全衛生推進者等が担当し得る事業場の数は、次の各基準を目安とすること（昭和63.12.9 基発第748号）
- イ 担当する事業場数は、おおむね10以内であること
- ロ 各事業場の作業場等を週一回巡視することができること

*1 「厚生労働省労働基準局長が同等以上の能力を有すると認める者」（昭和63.12.9 基発第748号）

- イ 安全衛生推進者については次のような者が該当すること。
 - (イ) 安全管理者の資格及び衛生管理者の資格を有する者
 - (ロ) 安全管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後1年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの
 - (ハ) 衛生管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後1年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
 - (ニ) 作業主任者の資格を有する者で、当該資格を取得した後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
 - (ホ) 元方安全衛生管理者の資格を有する者
 - (ヘ) 労働安全衛生法第25条の2第2項の労働省令で定める資格を有する者（「救護に関する技術的事項を管理する者」の資格を有する者）で、当該資格を取得した後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
 - (ト) 労働安全コンサルタント
 - (チ) 労働衛生コンサルタント
 - (リ) 昭和49年3月4日付基発第112号「安全推進員制度及び労働衛生管理員制度について」（現行・本通達とは異）に基づく安全推進員講習及び労働衛生管理員講習（以下、それぞれ「安全推進員講習」と「労働衛生管理員講習」という。）を修了した者
 - (ロ) 安全推進員講習を修了した者で、当該講習を修了した後1年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの
 - (ハ) 労働衛生管理員講習を修了した者で、当該講習を修了した後1年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
 - (ニ) 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に定める専門課程の養成訓練（職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和60年労働省令第23号）による改正前の職業訓練法施行規則（以下「訓練法規則」という。）別表第一の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第9条第1項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）を修了した者で、その後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
 - (ロ) 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める普通課程の養成訓練（訓練法規則別表第一の普通訓練課程及び旧訓練法第9条第1項の高等訓練課程の養成訓練を含む。）を修了した者で、その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- ロ 衛生推進者については、次のような者が該当すること。
 - (イ) 衛生管理者の資格を有する者
 - (ロ) 労働衛生管理員講習を修了した者
 - (ハ) イのロ、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び(ロ)に掲げた者(ロ)、(ハ)、(ラ)及び(ワ)にあつては、安全衛生の実務を衛生の実務と読み替えるものとする。）

安全衛生委員会等の設置

労働者数50以上の事業場は、業種と規模に応じ、安全委員会・衛生委員会等を設置し、安全衛生に関する事項を調査審議させることが必要です。

委員会等の設置 労働安全衛生法第17〜19条（労働安全衛生法施行令第8.9条）

● 安全委員会を設けるべき事業場

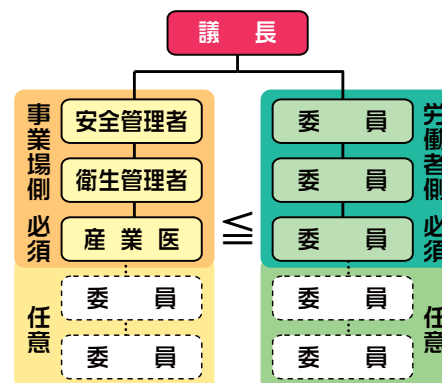
業種	事業場の規模
林業、鉱業、建設業、自動車整備業、機械修理業、清掃業 製造業のうち、木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業 運送業のうち、道路貨物運送業、港湾運送業	50人以上
上記以外の製造業、上記以外の運送業 電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、 各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	100人以上

それぞれの委員会の設置に代えて『安全衛生委員会』を設置することができます。

● 衛生委員会を設けるべき事業場

常時50人以上の労働者を使用する全ての事業場

委員構成 労働安全衛生法第17〜19条



- 安全委員会、衛生委員会等の委員は、労働安全衛生法の定めに従って構成する必要があります。ここでは代表的な例として「安全衛生委員会」として設置した例を示します。
- 委員会の委員長には、工場長等、事業を総括管理する責任者、またはこれに準ずる者が就く必要があります。
- 安全管理者、衛生管理者、産業医をそれぞれ1名ずつ以上、委員に含めることが必要です。
- 労使が一体となって安全衛生活動に取り組めるよう、労働者の過半数で組織する労働組合があるときは、委員の半数については労働組合の推薦に基づき選任することが必要です。組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき選任を行うことが必要です。

委員会の開催等 労働安全衛生法第17〜18条（労働安全衛生規則第21〜23条）

● 委員会の開催

委員会は、毎月1回以上開催することが必要です。

● 議事の概要を周知

委員会の開催の都度、遅滞なく、議事の概要を労働者に周知させることが必要です。

● 議事録の保存

委員会における議事で重要なものについては記録を作成し、これを3年間保存することが必要です。

● 委員が全員揃わないときは

毎回の委員会に委員全員が出席できない場合があります。何人揃えば開催可とするか、いわゆる定足数について法令で特段の定めはありません。安全衛生委員会規定等を策定し、定足数や、欠席者への議事内容の伝達方法をあらかじめ定める等により、適正に運用しましょう。

● 委員会の付議事項

少なくとも法令で定められた以下の事項について、調査審議することが必要です。

1. 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること
2. 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
3. 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全衛生に係るものに関すること
4. その他労働者の危険の防止、健康障害の防止及び健康の保持増進に関する下記の重要事項等
 - ① 安全衛生に関する規程の作成に関すること
 - ② リスクアセスメント・化学物質リスクアセスメント等に関すること
 - ③ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること
 - ④ 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること
 - ⑤ 新規化学物質の有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること
 - ⑥ 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること
 - ⑦ 各種健康診断等の結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること
 - ⑧ 労働者の健康保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること
 - ⑨ 長時間労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること（面接指導の実施方法及び実施体制等に関することを含む）
 - ⑩ 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること（メンタルヘルス対策、ストレスチェック制度等に関することを含む）
 - ⑪ 労働基準監督署長等から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項に関すること

各管理者等の職務

労働安全衛生法第10条～第12条、第13条（労働安全衛生規則第6,11,12,14,15条）
昭和47年9月18日 基発第601号の1

- 安全管理者、衛生管理者、産業医らは、作業場等を巡視し、必要な措置等を講ずることとされています。また、それらの措置をなし得る権限を与えることが必要です。

総括安全衛生管理者の職務

安全管理者、衛生管理者等を指揮する他、次の業務を統括管理します

- (1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関する事
- (2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関する事
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事
- (5) 労働災害を防止するため必要な下記の業務
 - ① 安全衛生に関する方針の表明に関する事
 - ② リスクアセスメント、化学物質リスクアセスメント及びその結果に基づき講ずる措置に関する事
 - ③ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事

安全管理者の職務

- (1) 作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講ずること
- (2) 安全に関する下記の措置を講ずること
 - ① 建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合における応急措置または適当な防止の措置（設備新設時、生産方式採用時等における安全面からの検討を含む。）
 - ② 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検および整備
 - ③ 作業の安全についての教育および訓練
 - ④ 発生した災害原因の調査および対策の検討
 - ⑤ 消防および避難の訓練
 - ⑥ 作業主任者その他安全に関する補助者の監督
 - ⑦ 安全に関する資料の作成、しゅう集および重要事項の記録
 - ⑧ その事業の労働者が行なう作業が他の事業の労働者が行なう作業と同一の場所において行われる場合における安全に関し、必要な措置

衛生管理者の職務

- (1) 少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに必要な措置を講ずること
- (2) 衛生に関する下記の措置を講ずること
 - ① 健康に異常のある者の発見および処置
 - ② 作業環境の衛生上の調査
 - ③ 作業条件、施設等の衛生上の改善
 - ④ 労働衛生保護具、救急用具等の点検および整備
 - ⑤ 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
 - ⑥ 労働者の負傷および疾病、それによる死亡、欠勤および移動に関する統計の作成
 - ⑦ その事業の労働者が行なう作業が他の事業の労働者が行なう作業と同一の場所において行なわれる場合における衛生に関し必要な措置
 - ⑧ その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等

衛生工学衛生管理者の職務

- (1) 衛生に係る技術的事項で衛生工学に関する下記事項を管理すること
 - ① 作業環境の測定およびその評価
 - ② 作業環境内の労働衛生関係施設の設計、施工、点検、改善等
 - ③ 作業方法の衛生工学的改善
 - ④ その他職務上の記録の整備等

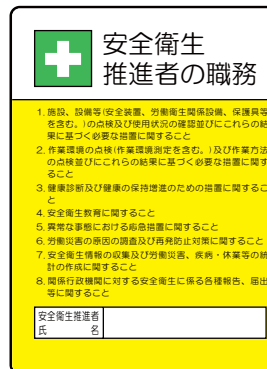
産業医の職務

- (1) 少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずること
- (2) 労働者の健康管理等にかかる、下記の事項を行うこと
 - ① 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事
 - ② 長時間労働者に対する面接指導等の実施及びこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事
 - ③ ストレスチェック並びに面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事
 - ④ 作業環境の維持管理に関する事
 - ⑤ 作業の管理に関する事
 - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関する事
 - ⑦ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関する事
 - ⑧ 衛生教育に関する事
 - ⑨ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する事

安全衛生推進者等の職務

労働安全衛生法第12条の2（労働安全衛生規則第12条の3）
昭和63年9月16日 基発第602号

- 安全衛生推進者等は具体的に次のような職務を担当し、実施することが必要です。
 - ① 施設、設備等(安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。)の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事
 - ② 作業環境の点検(作業環境測定を含む。)及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事
 - ③ 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関する事
 - ④ 安全衛生教育に関する事
 - ⑤ 異常な事態における応急措置に関する事
 - ⑥ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事
 - ⑦ 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関する事
 - ⑧ 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関する事



掲示の例

選任は14日以内に

安全衛生推進者等の選任は、事業場規模が定められた規模に達する等により選任すべき事由が発生した日から14日以内に行ってください。

事業場内で周知を

選任後、関係労働者に対し、次のような方法で安全衛生推進者等の氏名を周知することが必要です。

- ・ 作業場の見やすい箇所に氏名を掲示する
- ・ 腕章をつけさせる
- ・ 特別の帽子を着用させる

常会・職場懇談会等の開催

労働者数50人未満の事業場は、安全衛生委員会等を設置するよう義務付けられていません。代わりに、常会・職場懇談会等で労働者の意見を聞くための機会を設けることが必要です。

常会・職場懇談会等の開催

労働安全衛生規則第23条の2

- 安全衛生委員会等を設置していない労働者数50人未満の事業場においては、常会・職場懇談会等で、安全衛生に関する労働者の意見を聴く機会を設けるようにすることが必要です。
- 労働者数50人に近い事業場は、50人以上の事業場に準じた管理を行うよう努めましょう。

安全管理者、衛生管理者、産業医等の選任

労働者数50人以上の事業場は、業種と規模に応じて、安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任し、安全管理、衛生管理、健康管理等の職務を行わせることが必要です。また、選任後、遅滞なく監督署に報告することが必要です。

総括安全衛生管理者 労働安全衛生法第10条（労働安全衛生法施行令第2条、労働安全衛生規則第2条～3条の2）

● 選任を要する事業場

業種	事業場の規模
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	100人以上
製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	300人以上
その他の業種	1,000人以上

● 資格要件

社長、工場長、所長、店長、支店長など、事業の実施を実質的に統括管理する権限・責任を有する者であることが要件です。

安全管理者 労働安全衛生法第11条（労働安全衛生法施行令第3条、労働安全衛生規則第4条～6条） 「労働安全衛生規則第五条第三号の厚生労働大臣が定める者」（昭和47.10.2 労働省告示第138号他）

● 選任を要する事業場

業種	事業場の規模
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	50人以上
製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	

● 専任の安全管理者

業種	事業場の規模
建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業	300人以上
無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500人以上
紙・バルブ製造業、鉄鋼業、造船業	1,000人以上
安全管理者の選任が必要な、その他の業種	2,000人以上

● 資格要件

事業場に専属の者で、次のいずれかに該当することが要件です。

① 『安全管理者選任時講習』を修了し、かつ下表の産業安全の実務に従事した経験を有する者

学歴	産業安全の実務
大学・高等専門学校を卒業 理科系統（機械工学科、土木工学科、農業土木課、化学科等）	2年以上
理科系統以外	4年以上
高等学校等を卒業 理科系統（機械科、金属工学科、造船科等）	4年以上
理科系統以外	6年以上
上記以外の学歴	7年以上
その他	職業能力開発促進法に基づく職業訓練等の修了者で、告示に定める産業安全の実務経験を有する者

※「産業安全の実務」とは必ずしも安全関係専門の業務に限定する趣旨ではなく、生産ラインにおける管理業務も含めます。

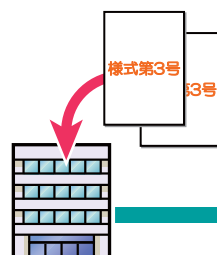
② 労働安全コンサルタント

③ 平成18年10月1日時点において安全管理者として選任された経験が2年以上である者

（附則 平18.15 厚生労働省令第1号 第2条による経過措置）

選任は14日以内に

各管理者等の選任は、事業場規模が定められた規模に達する等により、選任すべき事由が発生した日から14日以内に行ってください。



監督署に報告を

選任後、遅滞なく、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署に報告してください。

報告様式（様式第3号）は、ダウンロードできます。

安全管理者選任報告



衛生管理者 労働安全衛生法第12条（労働安全衛生法施行令第4条、労働安全衛生規則第7条～12条） 労働安全衛生規則第62条、労働安全衛生規則別表第4、衛生管理者規定第1条～第2条

● 選任を要する事業場および必要な選任数

常時50人以上の労働者を使用する全ての事業場

労働者数	選任数
50人～200人	1人
201人～500人	2人
501人～1,000人	3人
1,001人～2,000人	4人
2,001人～3,000人	5人
3,001人以上	6人

● 専任の衛生管理者

次に該当する事業場は、衛生管理者のうち一人を専任の衛生管理者（他の職務を兼務しない）とすることが必要です。

- ① 業種にかかわらず常時1,000人を超える労働者を使用する事業場
- ② 常時500人を超える労働者を使用し、かつ下表1の業務に常時30人以上の労働者を従事させる事業場

● 衛生工学衛生管理者

次に該当する事業場は、衛生管理者のうち一人を衛生工学衛生管理者免許取得者から選任することが必要です。

- ◎ 常時500人を超える労働者を使用し、かつ、下表1の1,3,4,5,9の業務に常時30人以上の労働者を従事させる事業場

● 表1 労働基準法施行規則第18条の業務

1. 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
2. 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
3. ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
4. 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
5. 異常気圧下における業務
6. 削岩機、鋸（びょう）打機等の使用によつて身体に著しい振動を与える業務
7. 重量物の取扱い等重激なる業務
8. ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
9. 鉛、水銀、クロム、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふっ）素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準する有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務
10. 前各号のほか、厚生労働大臣の指定する業務

● 資格要件

事業場に専属の者で、次のいずれかに該当することが要件です。

① 業種に応じ、下表のいずれかの資格を有する者

業種	資格（いずれか）
農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業、清掃業	衛生工学衛生管理者免許 第一種衛生管理者免許
その他の業種	衛生工学衛生管理者免許 第一種衛生管理者免許 第二種衛生管理者免許

② 業種に関わらず、次のいずれかに該当する者

- ・医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント
- ・保健体育若しくは保健の教科の中学校・高等学校・養護教諭免許状を有する者で、学校に在職する者（常勤に限る）
- ・保健体育に関する科目を担当する大学・高等専門学校教授、准教授、講師（常勤に限る）

（参考）第一種衛生管理者を無試験で取得できる者

- ・大学または高等専門学校で医学に関する課程を修めて卒業した者
- ・所定の大学（中京大学、藤田保健衛生大学、東海学園大学など）の保健衛生に関する学科を専攻して卒業した者で、所定の学科目を修めた者
- ・保健師免許、薬剤師免許を受けた者等

産業医 労働安全衛生法第13条（労働安全衛生法施行令第5条、労働安全衛生規則第13条～15条の2）

● 選任を要する事業場および必要な選任数

常時50人以上の労働者を使用する全ての事業場

労働者数	選任数
50人～3,000人	1人
3,001人以上	2人

● 専属の産業医

次に該当する事業場は、事業場専属の産業医を選任することが必要です。

- ① 業種にかかわらず常時1,000人以上の労働者を使用する事業場
- ② 下表2の業務に常時500人以上の労働者を従事させる事業場

● 資格要件

医師であり、次のいずれかに該当することが要件です。

1	厚生労働大臣の指定する者が行う、次の研修等を修了した者 ・日本医師会の産業医学基礎研修 ・産業医科大学の産業医学基本講座
2	厚生労働大臣が指定する産業医科大学等の医学の正規の課程を修めて卒業した者で、その大学が行う実習を履修した者
3	労働衛生コンサルタント試験（試験区分・保健衛生）に合格した者
4	大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師の職にあり、またはあった者（常勤に限る）
5	労働安全衛生規則第14条第2項第5号に規定する者
6	平成8年10月1日以前に厚生労働大臣が定める研修の受講を開始し、これを修了した者*1
7	上のいずれにも該当しないが、平成10年9月30日において産業医としての経験年数が3年以上である者*2

（*1、*2 附則 平8.9.1 労働省令第35号 第2条による経過措置）

● 表2 安全衛生規則第13条第1項第2号の業務

- イ. 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
 - ロ. 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
 - ハ. ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
 - ニ. 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
 - ホ. 異常気圧下における業務
 - ヘ. さく岩機、鋸（びょう）打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
 - ト. 重量物の取扱い等重激なる業務
 - チ. ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
 - リ. 坑内における業務
- 又. 深夜業を含む業務
 - ル. 水銀、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふっ）素、化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準する有害物を取扱う業務
 - ヲ. 鉛、水銀、クロム、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふっ）素、化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準する有害物のガス、蒸気又は粉じんを放散する場所における業務
 - ワ. 病原体によつて汚染のおそれ著しい業務
 - カ. その他厚生労働大臣が定める業務